

市第 124 号議案

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (17) 出生支援休暇 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

特別休暇として出生支援休暇を新設するため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（特別休暇）

第 4 条 職員は、特別休暇として次の各号に掲げる休暇を当該各号に掲げる場合に受けることができる。

（第 1 号から第 16 号まで省略）

(ii) 出生支援休暇 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

（第 2 項省略）